

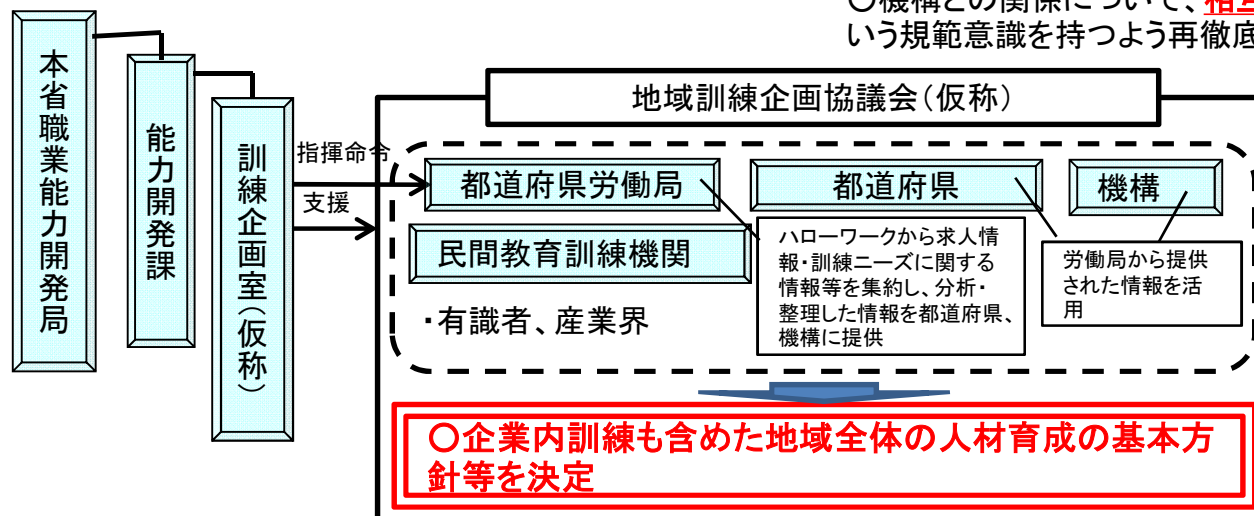
職業能力開発行政の現状

- 日本再興戦略等において「人材こそが我が国最大の資源である」とされているように、職業能力開発行政は従来以上に注目され、その役割が期待されているところ。
- このような中、短期集中特別訓練事業の入札に当たり、能開局の担当者が、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構と不適切な行為を行ったことは深く反省すべきもの。

職業能力開発行政の主な課題

- 地域における人づくりは、公的な職業訓練の他、企業における人材育成や労働者自ら行う教育訓練も含めて**様々な担い手**により行われるが、**全体としての調整が不十分**であり、**地域や産業界のニーズに応えた効果的・効率的なものとなっていない**。
- 機構は、その専門性から、民間教育訓練機関に対する指導的役割を有しているにも関わらず、これまでの技術を活かして緊急的に訓練を行わなければならない局面で、**法令・規則を遵守(コンプライアンス)しながら、機構に役割を担わせることが困難**となっている。

○ 新しい職業能力開発行政の実施体制(案)



目指すべき方向性

①地域全体の人づくりの視点による職業訓練行政の一体的実施

- 産業政策等も踏まえ地域訓練企画協議会(仮称)で地域毎に**一つの総合的な計画を策定**
- ハローワークで把握している**求人・訓練ニーズ情報を都道府県労働局が集約し、都道府県・機構に利用できる形で提供し、都道府県・機構は訓練設定に活用**

②労働局・ハローワークを国の職業能力開発行政の拠点に

- 本省職業能力開発局の**権限を一部労働局に委任した上で、労働局に指揮命令**
- 本省**職業能力開発局の組織を再編**(キャリア形成支援課(仮称)で、個人のキャリア形成支援を、企業内人材育成支援室(仮称)で、事業主支援施策を所管)

③コンプライアンスを維持した上で、迅速な対応が可能な組織に

- 機構の強みを生かせるよう、予算措置段階で委託契約方式だけでなく、**運営費交付金等の活用を検討**
- 本省職業能力開発局総務課に**省令職を置きコンプライアンス等を担当**
- 機構との関係について、**相互に依存する関係から脱却**し、独立行政法人は外部であるという規範意識を持つよう再徹底

<訓練計画に沿った訓練の実施>

都道府県と機構は、一体的な業務運営を積極的に行う。

(一体的な取組の例)

- 職業訓練機関の共同開拓
- カリキュラム・教材の共同開発
- 訓練生の募集・就職対策の共同実施
- 機構指導員の訓練機関への講師派遣

○今後、速やかに実施できるものから着手する。

○法令の整備や予算・組織の改正を伴うものについては、「職業能力開発の今後の在り方に関する研究会」における施策面の検討と合わせて、労働政策審議会職業能力開発分科会の意見を聴きつつ、検討を進め、必要な措置を講じていく。